	レベル (想定する状況)	授業	研究活動	行事・イベント	学生のキャンパス入構と 施設利用	課外活動	施設貸出	食堂・売店業者の営業
0	平常時	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり
1	政府によるステージ・指標で、6指標のうち、概ね全 ての指標がステージⅢの目 安を大幅に下回っている状況。	学部、大学院とも、原則対面授 業実施する。	学内施設を使用した研究活動 は、感染拡大防止に最大限留意 しつつ行うことができる。	感染防止に留意しつつ、実施す ることができる。	感染防止に留意しつつ、通常の 入構、施設利用が可能とする。	感染防止に留意して活動を認め る。	貸与先に感染拡大防止措置を講 じるように求めたうえで貸出を	業種別(飲食業)ガイドライン の遵守し、感染拡大防止措置を 講じるように求めたうえで営業 を依頼する。
2	政府によるステージ・指標で、6指標のうち、概ね4 指標以上がステージⅢの目 安を上回っている状況。か つ大阪府で感染者が急増し ている状況。	学部、大学院とも、感染防止に 留意しつつ、対面授業を基本と するが、遠隔授業も行うことが できる。		実施場所を管轄する都道府県が 定める開催要件や文部科学省の ガイドラインに基づき実施する ことができる。				
3	政府によるステージ・指標で、6指標のうち、概ね全ての指標がステージIVの目安を上回っている状況。かつ大阪府から外出自粛要請が出されている状況。	学部、大学院とも、特に感染防止に留意しつつ、対面授業を行うことができる。 なお、特定の科目については遠隔授業を推奨する。		原則、対面の行事・イベントは 中止又は延期する。	て、施設利用制限を行う場合がある。	このが囲み肌で圧がない扱い限	外部への貸出は不可(学生の進路に関わる国家試験、検定試験、公務員採用試験等は貸出を認める) 学内者への貸出は、感染拡大防止に最大限留意しつつ行うことができる。	座席の間引き増加や営業時間の 短縮等を依頼する。
4	外出自粛要請に加え、学校	原則は遠隔授業のみとする。 感染拡大防止に最大限留意する ことを前提に実験・実習等を一 部実施することができる。			入構は原則禁止する。施設利用 は特段の理由があり、認められ た場合以外は利用不可とする。	学内外を問わず対面での活動の 自粛を要請する。		営業は認めない.
5	政府により緊急事態宣言が 発令され、かつ大阪府から 学校への「施設の使用制限 等の要請」が出され、新型 コロナウイルス感染症によ る死者・重症者が急増して いる場合	遠隔授業のみ行う。	学内施設を使用した研究活動は 原則として禁止する。	対面の行事・イベントは中止又 は延期する。	入構を禁止する。	活動を禁止する。		

- 注1 この基準の取扱い期限は、治療薬等が普及して国際的な感染増加が止まり、感染拡大前の状況(国・地域との人の往来が再開される)に戻るまでとする。
- 注2 この基準のレベル判断については、市中の感染状況や政府・行政機関からの要請等を勘案のうえ、適時、対策本部会議において決定する。

なお、レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を採る場合がある。